

開議 午前１０時０６分

○中野委員長 先ほど、開会を１０時１０分ということで予定をさせていただきましたが、全ての委員がそろいましたので、これより、議会運営委員会を開会させていただきます。

本日は、全員の出席でございます。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として、出席を求めることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時０７分

再開 午前１０時０８分

○中野委員長 再開させていただきます。

本日、無所属安田議員から欠席する旨の届出があり、協議事項についての意向は事前に伺っていることを報告させていただきます。

協議事項の１番目、令和７年第１回定例会の運営についてでございます。（１）市長提出議案について、議案第１号ないし議案第４３号の以上４３件についてを扱いたいと思います。まず、質疑、討論の有無及び賛否について、一覧表に基づき、各会派及び無所属に御確認をさせていただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 全ての議案につき、質疑、討論なく賛成いたします。

○江川委員（民主連合） お時間をいただきましてありがとうございます。全ての議案について賛成いたします。議案第１号と議案第８号に対して質疑があります。討論はありません。

○高花委員（公明党） 質疑、討論なく全議案賛成いたします。

○石川厚子委員（共産） 全議案賛成いたします。議案第１号と、議案第１１号ないし議案第１９号について一括して質疑があります。討論ありません。

○塩尻委員（市民連合） 質疑、討論なく賛成いたします。

○横山委員外議員（無所属） 全議案に質疑、討論なく賛成します。

○中野委員長 無所属安田議員からも、全ての議案に対し質疑、討論なく賛成とお伺いをしているところでございます。また、共産から議案第１１号ないし議案第１９号について一括して質疑したいとの申出がありましたので、そのとおり扱うこととし、質疑者について確認をさせていただきたいと思います。まず、議案第１号一般会計補正予算について、確認させていただきたいと思います。

○江川委員（民主連合） 金谷議員をお願いします。

○石川厚子委員（共産） 能登谷議員をお願いします。

○中野委員長 次に、議案第８号について、質疑者を確認させていただきたいと思います。

○江川委員（民主連合） 金谷議員をお願いします。

○中野委員長 次に、議案第１１号から議案第１９号について、質疑者を確認させていただきたいと思います。

○石川厚子委員（共産） 能登谷議員をお願いします。

○中野委員長 それでは、討論はないということでございましたので、質疑順については大会派順とすることよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱いたいと思います。

次に、報告第1号についてでございます。質疑の有無について、一覧表に基づき各会派及び無所属にお伺いをさせていただきます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 質疑ございません。

○江川委員（民主連合） 質疑あります。

○高花委員（公明党） 質疑ありません。

○石川厚子委員（共産） 質疑ありません。

○塩尻委員（市民連合） 質疑ございません。

○横山委員外議員（無所属） 質疑あります。

○中野委員長 無所属安田議員からは、質疑なしというふうにお聞きをしているところでございます。それでは、質疑者を確認させていただきたいと思います。

○江川委員（民主連合） 江川でお願いします。

○中野委員長 それでは、質疑順については、大会派順とすることよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱いたいと思います。

それでは、協議事項の（2）議会提出議案についてでございます。旭川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○宮川議会事務局次長 旭川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）につきまして御説明申し上げます。本日、改正の概要及び新旧対照表を配付しておりますので、御覧いただければと存じます。改正の趣旨としましては、概要に記載したとおり、（1）刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う罰則規定の改定、（2）情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用条項の整備、（3）その他所要の規定の整理を行うものがあります。具体的な改正内容についてでございますが、（1）につきましては、刑法の改正により従来の刑罰である懲役と禁錮が拘禁刑に一本化されたことに対応する改正となります。（2）につきましては、改正法に基づき番号利用法の第2条に第8項が新設され、従来の項が繰り下げられたことに対応する改正となります。その他の改正内容につきましては、新旧対照表で御確認いただきますようお願いいたします。施行日は、公布の日からと定めますが、一部刑法改正に伴う改正規定につきましては、当該改正法の施行日に合わせて令和7年6月1日から、番号利用法の改正に伴う改正規定につきましては、同様の理由により令和7年4月1日から施行となりますので御承知おきくださいますようお願いいたします。

以上です。

○中野委員長 ただいま事務局のほうから、旭川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について説明がございました。本日配付した案について、各会派及び無所属で御検討をお願いしたいと思います。修正等意見がございましたら、3月7日金曜日までに正副委員長または

事務局に書面で提出をお願いしたいと思います。修正意見等がなければ、委員会提出として議案化し、最終の議会運営委員会で取り扱いたいと思っておりますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのとおり扱うこととさせていただきます。

（３）本会議（明日）の日程についてであります。事務局から説明をお願いいたします。

○小川議会事務局議事調査課長補佐 明日の本会議の運びについて御説明いたします。開会し、会議録署名議員の指名、報告の後、議事に入ります。まず、議案第１号を議題とし、民主・市民連合の金谷議員、日本共産党の能登谷議員の順で質疑があり、討論なく、採決に入り、簡易採決となります。次に、議案第２号ないし議案第７号の以上６件を順次議題とし、質疑、討論なく簡易採決となります。次に、議案第８号を議題とし、民主・市民連合の金谷議員から質疑があり、討論なく、採決に入り、簡易採決となります。次に、議案第９号及び議案第１０号を順次議題とし、質疑、討論なく簡易採決となります。次に、議案第１１号ないし議案第１９号の以上９件を一括議題とし、日本共産党の能登谷議員から質疑があり、討論なく、採決に入り、簡易採決となります。次に、議案第２０号ないし議案第４３号の以上２４件について順次議題とし、いずれも質疑、討論なく簡易採決となります。次に、報告第１号を議題とし、民主・市民連合の江川議員、無所属の横山議員の順で質疑があった後、報告を了することとなります。次に、２月２５日午前１０時に本会議を招集して散会となります。本会議の所要時間につきましては、発言部分を除き、およそ２０分程度と思われる。

以上でございます。

○中野委員長 事務局から説明がございました。説明のとおりとすることによってよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

（４）議案の審議方法についてであります。分科会審査分担事項について、作成中でありました一般会計予算の審査分担について整理ができたので、本日配付をしているところでございます。御確認をいただければと思います。このとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

それでは、協議事項の２のその他であります。（１）旭川市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてであります。このことについて事務局から説明をお願いいたします。

○宮川議会事務局次長 旭川市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（案）について御説明申し上げます。改正の趣旨としましては、本日お配りしている概要に記載したとおり、（１）道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う規定の整備、（２）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う規定の整備、（３）個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則の施行に伴う規定の整備、（４）その他所要の規定の整備を行うものであります。具体的な改正内容についてでございますが、（１）及び（２）の改正につきましては、改正政令に基

づき個人情報の保護に関する法律施行令における個人を識別する符号に係る規定が改められたことに対応するものとなります。また、（３）につきましては、昨今、一般社会においてウェブスキミングといわれるサイバー攻撃等により、ウェブサイトの利用者の個人情報が不正に窃取される漏えい事案が問題となっていることを背景として、国の法令における個人情報の安全管理措置に係る規定が見直されたことに対応するものです。本市議会において該当する事例は今のところありませんが、例えば、ウェブサイト上の入力フォーム等を通じて本市議会が取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されている情報が、不正の目的をもった行為により漏えいした場合に、その事態を本人へ通知することを義務化するものであります。その他の改正内容につきましては、新旧対照表で御確認いただきますようお願いいたします。当該改正規程の施行日は議長決裁の日となりますが、道路交通法関係政令の改正に関わる改正規定については、改正政令の施行日に合わせるため、令和７年３月２４日から施行することとしております。

以上でございます。

○中野委員長 ただいま、事務局のほうから説明がございました。本日配付した案についてであります。各会派及び無所属で御検討をお願いしたいと思います。修正等の御意見があれば、３月７日金曜日までに正副委員長または事務局に提出をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように進めたいと思います。

（２）常任委員会行政視察派遣基準についてでございます。このことにつきましては、既に、令和７年度の議会に関係する予算案が示されているところでございます。その内容を確認したところ、これまで常任委員会の視察を行ってきたところでありますが、同様の体制で視察をすることに困難なところがございますので、関係する基準について、見直しが必要と考えているところでございます。このことについては、代表者会議で協議することによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきたいと思います。

（３）旭川市議会業務継続計画（旭川市議会ＢＣＰ）の改訂についてであります。２月１３日の代表者会議における協議の結果、本日配付してある案のとおり改訂することで全会一致となったところでありますが、このとおり改訂することによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、改訂手続については、議長が行うこととなりますので、その旨御承知をお願いしたいと思います。

なお、改訂版に基づく旭川市議会業務継続計画（旭川市議会ＢＣＰ）ハンドブックの作成につきましては、代表者会議で協議していきたいと思っておりますが、そのような進め方によろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

（４）本会議における撮影についてでございます。２月２５日火曜日の市政方針、教育行政方針の説明、３月３日月曜日及び４日火曜日の代表質問について、報道関係者から登壇者を正面から撮影したいとの申出がございましたことから、議場議員出入口での撮影を議長が許可し、今後も同様

の申出があった場合は、同様の扱いをすることといたしますので、その旨、御承知おき願いたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、本日予定をしておりました議事は以上になります。

次回の議会運営委員会の招集につきましては、追って連絡をさせていただきます。

以上をもちまして、議会運営委員会を散会させていただきます。

---

散会 午前１０時２８分